

伊万里市障害者等移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が、居宅等から外出するために必要な支援を行うことにより、障害者等の地域における自立した生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、伊万里市とする。ただし、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第3項の規定による支給決定を本市から受けた者を含む。）のうち、居宅等からの外出の際、監護する者がなく、身体介護や見守り等の支援が必要な障害者等とし、市長が特に必要と認めた者とする。ただし、法に基づく障害福祉サービスの重度障害者等包括支援、重度訪問介護、行動援護の対象者及び法第19条第3項の規定による支給決定を他の市町村から受けている者を除くものとする。

(他のサービスとの調整)

第4条 この事業は、法の規定による自立支援給付その他の法令に基づく給付であって、本事業に相当するものを受けるときは、それらの給付を優先するものとする。

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、障害者等が公的機関を利用する場合等、社会生活上必要な外出及び余暇活動など社会参加のための外出に対する支援について、身体介護を伴うものと身体介護を伴わないものとに区分して、次に掲げる形態で実施するものとする。ただし、宿泊を伴う事業の実施は行わないものとする。

(1) 個別支援型 個別的な支援が必要な障害者等一人に対する支援

(2) グループ支援型 複数の障害者等への同時支援

2 この事業の実施地域は、原則として佐賀県内とする。

3 この事業に係るサービス提供は、一定の研修の受講が終了している者又はこの者と同等の知識、技能を有していると認められる者が行うものとする。

(利用の制限)

第6条 この事業の1月あたりの利用時間は、40時間までとする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(申請)

第7条 この事業を利用しようとする者は、伊万里市障害者等移動支援事業利用申請書(様式第1号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

(利用決定)

第8条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、当該障害者等の心身の状況、その他の必要な事項を速やかに調査し、利用の可否及び有効期間を決定するものとする。この場合において、福祉事務所長は、当該調査の一部を法第51条の2第1項に規定する指定相談支援事業者に行わせることができるものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用が適当と認めるときは、申請者に対し、伊万里市障害者等移動支援事業利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定により利用が適当でないとき認めるときは、申請者に対し、伊万里市障害者等移動支援事業利用却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

4 第1項の規定による有効期間は、決定した日からその日以降最初に到来する3月31日までとする。

(利用の変更及び廃止)

第9条 この事業の利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、遅滞なく、福祉

事務所に伊万里市障害者等移動支援事業利用変更（廃止）申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 住所等を変更したとき。
- (2) 利用形態等を変更したいとき。
- (3) 利用する必要がなくなったとき。
- (4) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、決定の内容に変更が生じたとき。

2 前条の規定は、前項の申請について、準用する。

（利用申込方法）

第10条 利用者は、この事業を利用しようとするときは、事前に第8条第2項の規定による決定通知書を福祉事務所長又は福祉事務所長から事業の委託を受けた者に提示し申し込むものとする。

（利用の取消）

第11条 福祉事務所長は、第8条第1項の規定により利用の決定を受けた障害者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、利用の決定を取消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用に関し、福祉事務所長の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が適当でないと認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により利用の決定を取消したときは、申請者に対し、伊万里市障害者等移動支援事業利用取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業に要する費用）

第12条 この事業の実施に要する費用は、利用時間に応じ、介助者1人に支援1回につき別表に定める額とする。

（利用者負担額）

第13条 この事業を利用する者は、前条において算定した額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その額を切り上げた額。以

下「利用者負担額」という。)を福祉事務所長又は福祉事務所長から事業の委託を受けた者に支払うものとする。

- 2 サービス提供時間内における介助者の交通費、入場料、その他の実費は、利用者の負担とする。
- 3 この事業で日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当な経費については、利用者から徴収することができるものとする。

(利用料の減免又は免除)

第14条 福祉事務所長は、この事業を利用する者及びその属する世帯の世帯主並びにその他の世帯員が次のいずれかに該当するときは、グループ支援型を除き前条第1項に規定する利用者負担額の一部又は全部を減免又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、利用者負担額を無料とする。
- (2) その他市長が特に必要と認めた場合

(委託料)

第15条 第2条ただし書の規定により、事業の一部又は全部を社会福祉法人等に委託した場合における受託者に支払う費用は、第12条において算定した額から第13条第1項に規定する利用者負担額を差し引いた額とする。

第16条 この事業を利用しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 病気その他の理由によりサービスを利用しないときは、利用日の前日までにその旨を届出なければならないこと。
- (2) 係員の指示に従うこと。

(台帳の整備)

第17条 福祉事務所長は、登録状況等を明確にするため、伊万里市障害者等移動支援事業台帳を(様式第6号)を整備するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成18年告示第108号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日告示第96号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第38号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月26日告示第91号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第12条関係）

伊万里市障害者等移動支援事業単価表

単位：円

種別 利用時間	身体介護を伴う 移動支援	身体介護を伴わない 移動支援
30分未満	2,300	800
30分以上1時間未満	4,000	1,500
1時間以上1時間30分未満	5,800	2,250
1時間30分以上2時間未満	6,550	2,950
2時間以上2時間30分未満	7,300	3,650
2時間30分以上3時間未満	8,050	4,350
3時間以上3時間30分未満	8,750	5,050
3時間30分以上4時間未満	9,450	5,750
4時間以上4時間30分未満	10,150	6,450
4時間30分以上5時間未満	10,850	7,150
5時間以上5時間30分未満	11,550	7,850
5時間30分以上6時間未満	12,250	8,550
6時間以上6時間30分未満	12,950	9,250
6時間30分以上7時間未満	13,650	9,950
7時間以上7時間30分未満	14,350	10,650
7時間30分以上8時間未満	15,050	11,350